

議案第70号

尾張土地開発公社定款の変更について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定により、尾張土地開発公社定款を別紙のように変更するものとする。

平成24年11月29日提出

大口町長 森 進

（提案理由）

この案を提出するのは、尾張土地開発公社の設立団体、役員の数及び基本財産の額を変更することに伴い、この定款の一部を変更するため必要があるからである。

尾張土地開発公社定款の一部を改正する定款

尾張土地開発公社定款（昭和48年3月28日施行）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号から第8号までを削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 長久手市

第6条第1号中「8名」を「5名」に改める。

第21条第2項中「2,400万円」を「1,500万円」に改める。

附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

尾張土地開発公社定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(設立団体)</p> <p>第3条 公社の設立団体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日進市</p> <p>(2) 清須市</p> <p>(3) 北名古屋市</p> <p><u>(4) 長久手市</u></p> <p><u>(5) 愛知郡東郷町</u></p> <p>(役員)</p> <p>第6条 公社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>5名</u></p> <p style="padding-left: 40px;">うち、理事長 1名</p> <p style="padding-left: 80px;">副理事長 2名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>(資産)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 公社の基本財産の額は、<u>1,500万円</u>とし、出資の額は、設立団体それぞれ300万円とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(設立団体)</p> <p>第3条 公社の設立団体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日進市</p> <p>(2) 清須市</p> <p>(3) 北名古屋市</p> <p><u>(4) 愛知郡東郷町</u></p> <p><u>(5) 愛知郡長久手町</u></p> <p><u>(6) 西春日井郡豊山町</u></p> <p><u>(7) 丹羽郡大口町</u></p> <p><u>(8) 丹羽郡扶桑町</u></p> <p>(役員)</p> <p>第6条 公社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>8名</u></p> <p style="padding-left: 40px;">うち、理事長 1名</p> <p style="padding-left: 80px;">副理事長 2名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>(資産)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 公社の基本財産の額は、<u>2,400万円</u>とし、出資の額は、設立団体それぞれ300万円とする。</p> <p>3・4 略</p>